

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2 - 310
処分の種類	採石業者の登録取消し、事業停止			
根拠法令条例等・条項	採石法第32条の10第1項			
処分の概要	登録を受けた採石業者の登録の取消し、又は事業の停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) (参考)採石法第32条の10第1項 都道府県知事は、その登録を受けた採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第三十二条の四第一項第一号、第三号又は第四号に該当することとなつたとき。 二 第三十二条の四第一項第五号に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から二週間を経過してもなお同号に該当しているとき。 三 第三十二条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第三十三条の規定に違反して岩石の採取を行つたとき。 五 第三十三条の十二の規定による認可の取消しを受けたとき。 六 不正の手段により第三十二条の登録を受けたとき。</p>			
基準の制定根拠	一			